新型コロナウイルス感染拡大による 協会けんぽの対応



(1) 広島支部における対応の概要

時期	対応内容
緊急事態宣言前(2月17日~)	 ・予定していた協会主催の会議、研修及びイベント等について、不急のものは延期または中止 ・外部関係者との会議について、不急のものは関係者と調整のうえ延期または中止 ・支部窓口について、混雑している場合は、時間を改めての来所を案内するとともに、待合室の感覚を広くする等の対応を実施 ・施設内の健診は、実施機関の判断により実施 ・集団健診は、協会主催分および自治体との同時実施分ともに中止 ・特定保健指導(協会保健師等実施分)は、対面での実施を中止
緊急事態宣言後 (4月9日~)	 ・以下の業務を休業 ① 協会保健師が実施する対面での保健指導の休業 ② 緊急事態宣言地域に居住する加入者を対象とする健診業務及び対面による保健指導業務の休業 ③ 対面による健康相談その他の保健事業の休業 ④ レセプト資格点検業務における文書・電話照会業務の休業

時期	対応内容
緊急事態宣言後(4月20日~)	・以下の業務を休業① 関係機関等への訪問及び面会を伴う業務② 債権・被保険者証の回収のための事業所及び個人宅への訪問業務
緊急事態宣言後 (4月21日~5月8日)	・サテライト窓口(福山年金事務所)について、協会職員の感染リスク軽減 のため、出勤人数を縮減して業務を継続
緊急事態宣言後 (4月23日~)	・広島支部窓口について、加入者及び協会職員の感染のリスク軽減のため、 職員を常駐させずに業務を継続
緊急事態宣言後 (4月24日~)	・各グループの業務を縮小し、給付金の支払いを優先・基礎疾患を抱えている等の職員の休業指定・交代制(週1日自宅待機)による出勤
緊急事態解除宣言後(6月1日~)	・業務の休業を終了し、感染予防対策を取りながら、基本的にすべての業 務を実施

(2)制度に関する対応

【給付業務】

種別	対応内容
療養費 (治療用眼鏡)	・小児弱視の治療用眼鏡の支給対象は、9歳未満の小児であるが、2月25日〜7月末まで に9歳となる者が4月末までに眼鏡の作成指示等を保険医から受けた場合も療養を支給
療養費 (あはき)	 はり、きゅう及びあん摩マッサージについて、前回交付された同意書に基づく支給可能期間が2月25日~7月末までの場合、支給可能期間を超えた日から4月末までの期間に受けた施術は引き続き療養費を支給 変形徒手矯正術の再同意について、7月末までは、医師の診察は電話等を用いたもので差し支えない
傷病手当金	 ・自覚症状の有無を問わず、検査の結果「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、支給対象とする。 ・医師が診察の結果、既往の状態を推測して、初診日前に労務不能状態であったと認め、意見書に記載した場合は、初診日前についても労務不能期間とする。 ・やむを得ない理由で医療機関を受診できず、申請書に療養担当者意見を添付できない場合、事業主からの労務不能の証明を添付すること等により、支給対象とする。

【任意継続保険業務】

種別	対応内容
保険料納付	・新型コロナウイルス感染症に罹患した又は自宅待機を命じれれた等を理由とする保険料納付遅延があった場合、正当な理由として遅延を認める。・新型コロナウィルスの影響(事業所の休業や収入源)により、経済的事情から保険料を支払うことができなかった方については、理由書に収入源を証明する書類を添付し、納付遅延を認める。
資格取得の 申出期間	・資格取得の申出については、(在職時の)被保険者の資格を喪失した日から20日以内 に行うこととされているが、新型コロナウイルス感染症に罹患した又は自宅待機を命 じれれた等を理由とする場合、正当な理由として遅延を認める。